

家賃の過大徴収と収入分位のイメージ

○控除適用により家賃が下がる場合（収入分位が変わる）



○控除を適用しても家賃が変わらない場合（収入分位が変わらない）



※現在の収入分位が分位 1 の場合（家賃の減免を受ける場合を除く）や、修正前後の分位で同じ家賃（近傍同種家賃）が設定されている場合も、家賃は変わりません。